



基本目標2

ともに支え合う快活なまち

1 健康づくりの充実

現状と課題

- 少子化が進展する一方で、平均寿命の伸びにより2025年には我が国では65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、人口の3割を超えることが予測されています。そのため、生活習慣病や心の病、健康の維持や安心できる医療のあり方など、保健・医療に関する住民の関心はますます高くなっています。
- 本町では、平成26年度に「北竜町健康づくり計画（後期計画）」を策定し、健康行動を7つのカテゴリーに分けて指針を提案するとともに、健康づくりに関する事業を推進しています。
- また、特定健康診査、後期高齢者健康診査、がん検診を同日で実施し、総合的に健康診査が受けられる体制としているほか、人間ドック事業のオプションで子宮・乳がん検診、骨粗しょう症検診、脳ドックも選べるようにするなど、健診・検診を受けやすい環境づくりに努めていますが、受診率は横ばいが続いており、健診・検診のより受けやすい体制の整備や未受診者対策が必要となっています。
- これからも生涯を通じて心身ともに健康に暮らすには、一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」ことを基本とし、地域と行政が一体となった健康に取り組みやすい環境づくりが必要です。

基本方針

- 生活習慣病の要因を減らし、健康で長生きするために、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 町民の健康づくりへの関心を高めるとともに、町民の健康づくりを推進します。

主要施策

(1) 林道・作業路の整備

林業経営の効率化、森林空間の総合的利用に向け、関係機関との連携のもと、林道・作業路の維持管理、整備を進めます。

(2) 合理的な森林整備体制の確立

- ① 地域林業の担い手として、北空知森林組合の育成・強化に努めるとともに、これと連携しながら、林業労働者・後継者の育成・確保に努めます。
- ② 森林所有者の意識啓発を進めながら、北空知森林組合を中心とした森林施業の共同化や受委託、機械化を促進し、共通の認識のもとに合理的な森林整備が行える体制の確立を図ります。

(3) 計画的な森林整備の促進

森林整備計画に基づき、森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源の涵養機能を重視した「水源涵養林」や、土地に関する災害の防止機能を重視した「山地災害防止林」などの区域を設定し、それぞれの区域に応じた計画的な造林・保育の実施や森林空間の保全・活用、治山対策等を促進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
人工造林面積	ha	1,614 [2017年度末]	1,620 [2023年年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元の林業活動に関心を持ちます。</li> <li>・ 地場産材の利用促進を心がけます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【林業関係団体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林組合は、関係機関と連携を図り、森林管理の代行等を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林管理の促進（植林、間伐等）と施業の集約による効率化を図ります。</li> <li>・ 森林の適正管理を行い、保全・育成に努めます。</li> </ul>



序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

序 第1部 論  
基本 第2部 構想  
基本 第3部 計画  
資料 編

主要施策

(1) 健康づくり推進体制の整備

- ① 町一体となった健康づくり施策を総合的、計画的に進めるため、北竜町健康づくり計画の見直しを行うとともに、町民への周知を図ります。
- ② 健康づくり推進協力員の育成に努め、町内会単位での健康づくり推進体制の強化を図ります。

(2) 地域ぐるみの健康づくり活動の促進

北竜町健康づくり計画に基づき、関連部門が一体となって、町民の健康管理意識の啓発を図りながら、栄養・食生活の改善や運動習慣の推進からアルコール・禁煙対策、歯の健康づくりまで、より良い生活習慣の獲得のため、地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進します。

(3) 生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底

生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療に向けた健診・検診の充実及び疾病の重症化予防に取り組むとともに、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

(4) 精神保健の充実

- ① 関係機関との連携のもと、心の健康に関する意識啓発に努めるとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰、自立のための支援に努めます。
- ② 自殺対策計画を策定し、困難な状況にある町民や生きづらさを感じている町民の自殺を未然に防ぐための取組を推進します。

成果指標

指標	単位	基準値	目標値
特定健康診査受診率	%	50.2 [2017年度]	60.0 [2023年度]
胃がん検診受診率	%	28.2 [2017年度]	30.0 [2023年度]
子宮がん検診受診率	%	31.9 [2017年度]	35.0 [2023年度]
乳がん検診受診率	%	39.6 [2017年度]	40.0 [2023年度]
肺がん検診受診率	%	24.5 [2017年度]	25.0 [2023年度]

指標	単位	基準値	目標値
大腸がん検診受診率	%	21.8 [2017年度]	25.0 [2023年度]
特定保健指導実施率	%	55.6 [2017年度]	60.0 [2023年度]
メタボリック症候群予備軍の割合	%	7.5 [2017年度]	7.0 [2023年度]
メタボリック症候群該当者の割合	%	14.5 [2017年度]	14.0 [2023年度]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの健康管理を行います。</li> <li>・健康診査を積極的に受診します。</li> <li>・体を動かすなどの健康づくりに努めます。</li> <li>・健全な食生活に努めます。</li> <li>・健康づくり講演会、教室へ積極的に参加し健康管理意識を高めます。</li> <li>・精神保健に関する広報に目を通し、知識を深めることに努めます。</li> <li>・精神保健講演会、教室へ積極的に参加します。</li> <li>・ストレスやこころの病で苦しんでいる人の悩みに共感し、必要な機関の利用につなげます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における自主的な健康づくりに努めます。</li> </ul> <p><b>【事業所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。</li> <li>・健康診断を受けやすい環境づくりに努めます。 (機会の提供、場・時間の設定の工夫など)</li> <li>・健診受診後のフォロー(健康教育・保健指導・二次検査設定など)に努めます。</li> <li>・うつ病やメンタルヘルスに関する講演会・研修会の開催と参加を積極的に実施します。</li> <li>・相談対応者などの養成・資質向上のための研修を実施します。</li> <li>・悩みを抱える方への個別相談・対応をします。</li> <li>・職場復帰のための支援を実施します。</li> </ul>



## 2 地域医療の充実

### 現状と課題

- 町内に内科・歯科の診療所が1か所ずつあり、医師が1名ずつ常駐しています。また、近隣には地域センター病院である深川市立病院をはじめ、専門病院もあり、これらを利用する町民も多くなっています。
- 救急医療については、北空知1市4町が深川医師会の協力を得て休日当番医を確保しているほか、夜間医療体制として深川市立病院に設置している夜間急病テレホンセンターが救命医療のスムーズな連絡体制の確保に役立っています。また、旭川赤十字救急センターを基地病院とする道北ドクターヘリの運航により、重症患者移送等の救急医療体制が構築されています。
- 本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療所の充実を図ってきましたが、高齢化が急速に進む中で、町民生活に密着した医療拠点として、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。
- 今後も、広域的連携のもとに充実を進め、町民が安心できる体制の確立を図る必要があります。

### 基本方針

- 医療機器の整備事業等を通じて町内医療体制の充実を図ります。
- 広域的な連携により、多様な医療ニーズに対応できる体制の強化に努めます。

### 主要施策

#### (1) 地域医療体制の充実

- ① 医療機器の更新など、施設・設備の充実を計画的に進めるとともに、経営の効率化や患者数の増加に向けた取組により健全経営を推進し、診療所の一層の充実に努めます。
- ② 高齢化の進展に伴う医療需要への対応を図るため、町内医療機関や北空知圏域の自治体などと連携を図りながら、良質な医療サービスの提供をめざします。

#### (2) 救急医療体制の充実

北空知圏域において休日当番医制度及び夜間急病テレホンセンターによる診療医師の紹介制度の充実を進めるとともに、重症患者の医療の確保のための圏域内病院の連携体制の整備を推進します。また、道北ドクターヘリをはじめとする救急患者移送体制の充実に努めます。

### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医を持ち、重複受診はやめるなど上手な受診を心がけます。</li> <li>・症状に応じて医療機関を利用します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客や従業員の症状に応じて適切な医療機関の利用を勧めます。</li> </ul>



### 3 地域福祉の充実

#### 現状と課題

- これからの総合的な福祉施策を考える上で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、厚生労働省では、「支え手」「受け手」という関係を越えて支え合う「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、今後部局横断的に幅広く検討を行うとしています。
- 本町では、社会福祉協議会が町民の社会福祉全般に関する様々なサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的組織としての役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域における多様な福祉活動を行っています。
- また、平成28年には、碧水地域における地域住民のコミュニティ形成の場として「碧水地域支え合いセンター」を整備し、平成30年にオープンした「北竜町商業活性化施設・ココワ」内に和地域支え合いセンター、コミュニティスペース及び多目的スペースを整備し、地域コミュニティの活動拠点としての機能を持たせています。
- しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行等に伴い、地域における福祉ニーズはますます複雑・多様化することが予想されるため、より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりをさらに進めていく必要があります。
- また、高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が安全に安心して暮らせるよう、利用しやすい施設の整備や道路環境の整備を進めていく必要があります。

#### 基本方針

- 子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関係なく、住み慣れた地域でともに支え合い助け合いながら、その人らしく暮らし続けることができるまちづくりをめざします。

#### 主要施策

##### (1) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

町民が自分に合った福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、関連部門、関係機関・団体が一体となった総合的な相談・情報提供体制の継続を図るとともに、利用者の権利擁護のための取組を進めます。

##### (2) 福祉サービス・担い手の充実

- ① 社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の一層の活発化を促進するとともに、民生児童委員協議会、各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援に努め、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。
- ② 町民が満足度の高い福祉サービスを利用することができるよう、事業者への指導等に努めます。

##### (3) 支え合う地域づくり

地域共生社会の実現に向け、社会福祉協議会等と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進するとともに、福祉施設の整備充実に努め、町民の福祉意識の高揚を図ります。また、コミュニティ施策とも連動した高齢者や障がい者が気軽に集まれる場の推進を図ります。

#### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ（町内会活動）に積極的に参加します。</li> <li>・地域における福祉活動を理解します。</li> <li>・地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティとして民生委員・児童委員と適切な役割分担の上、地域の高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。</li> <li>・社会福祉協議会の活動を支援します。</li> <li>・地域における困りごとを解消するため相互の助け合いを進めます。</li> </ul>



## 4 出産・子育て支援の充実

## 現状と課題

- 子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「量的拡充」や「質の向上」を図ることにより、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざすための仕組みとして平成27年4月に施行されました。
- それと前後して、国では「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」さらには「放課後子ども総合プラン」等を策定し、量的拡充に主眼をおいた取組を進めているところです。
- 本町では、和保育所における保育サービスだけでなく、元気っ子クラブ（学童保育）や子育て支援センターなど様々な形で子育て支援を進めるとともに、子育て世代の経済的な負担を軽減するため、0歳から高校生までを対象とした乳幼児等医療費助成をはじめ、基本保育料や学校給食費の全額助成など様々な経済的支援を行っています。また、和保育所は建物に老朽化がみられることなどから、保育環境のさらなる向上を図るため、新たな保育所の整備を進めています。また、新たな保育所の整備に伴い、運営主体が町直営から社会福祉協議会へと移行されます。
- アンケート調査では、少子化対策で力を注ぐべきこととして「出産、育児、保育、教育などの経済的負担の軽減」が上位を占めており、今後もさらなる子育て環境の改善に向けた取組を進めていく必要があります。

## 基本方針

- 「北竜町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、家庭、学校、地域、関連機関、行政が一体となった子育て支援体制の整備を図るとともに、次世代を担う子どもを安心して出産し、子育てができる環境を整備するため、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

## 主要施策

## (1) 母子保健の充実

- ① 関係機関との連携のもと、乳幼児健康診査をはじめ、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図り、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう妊娠期からの切れ目ない支援に努めます。
- ② 安心して妊娠・出産ができるよう、本町のすべての妊婦に対し、健康診査費用や歯科検診の助成及び不妊治療費の一部助成を行います。

## (2) 保育サービスの充実

多様な保育需要に応じたサービスを提供するとともに、新たな保育所の建設と整備を通じて保育環境の充実を図ります。

## (3) 安全で安心な居場所づくり

- ① 子どもたちの居場所として元気っ子クラブ（学童保育）の運営を支援し、様々な経験を通じて自主性・社会性・創造性を培うなど、児童の健全育成の充実を図ります。
- ② 各種母子保健事業の一層の充実を図るとともに、児童虐待防止連絡協議会の活動による児童虐待の防止、障がい児施策の充実を図ります。

## (4) 子育て支援サービスの充実

- ① 子育て支援サービスの拠点として、子育て支援センターの充実を図るとともに、子育て親子と関係機関・団体等が連携した子育て支援のネットワークづくりを進めます。
- ② 平成30年度に設置した子育て世代包括支援センター<sup>25</sup>の事業を通じて、出産・子育て全般の相談窓口としての機能を提供するほか、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。

## (5) 子育て世帯への経済的な支援

出産及び子育てに係る経済的な負担の軽減を図るため、出産祝い金制度、入学祝い金制度及び保育料助成をはじめとする各種助成制度、奨学資金貸付事業など子育て家庭への経済的支援を引き続き実施します。

## (6) 思春期対策の推進

子どもが心身ともに著しく成長する時期である思春期に様々な経験を重ねながら人間的に成長していけるよう、赤ちゃんふれあい教室やがん教育などの思春期対策を推進します。

25 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、保健師などの専門スタッフが関係機関と連携し、妊産婦やその家族のサポートを行う機関。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
乳幼児健康診査（3歳児健診）	%	100 [2017年度]	100 [2023年度]
子育て支援センター延利用者数	人/年	663 [2017年度]	700 [2023年度]
元気っ子クラブ（学童保育）延利用者数	人/年	5,585 [2017年度]	5,800 [2023年度]

協働の指針

<b>町民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。</li> <li>・保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。</li> <li>・子育てで困ったことがあったときはしかるべき場所に相談します。</li> </ul>
<b>地域・団体・事業者</b>	<p><b>【地域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。</li> <li>・子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援を行います。</li> </ul> <p><b>【事業者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。</li> <li>・出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます</li> </ul>



5 高齢者支援の充実

現状と課題

- 高齢社会における課題を解決するため、住み慣れた地域で生きがいを持ち、明るく健康で安らぎに満ちた生活が送れるよう、平成29年度に「第7期北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防事業、地域包括支援センター<sup>26</sup>を中心とした地域包括ケアに取り組んでいます。
- 平成26年度に「ひまわり長寿会連合会」を立ち上げ、健康づくりに関する全町的な取組の強化を図っているほか、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年4月から開始されたことに伴い、通所型サービスの「コスモスクラブ」を開設しました。
- しかし、少子高齢化はさらに進み、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの高齢者や介護保険における要介護・要支援高齢者が増加しています。その反面、高齢者の社会活動の拠点である老人クラブの数、加入者は減少しており、地域における高齢者の活動の衰退も懸念されます。
- 今後は、高齢者ニーズに沿った生きがいづくりや健康づくりの推進、介護予防事業の充実、高齢者が主体的に活動できる場の創設、地域での見守り・支え合い活動の推進を図っていく必要があります。

基本方針

- 高齢者が充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいづくりを推進します。
- 「北竜町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、多様な支援やサービスを組み合わせた支援体制を整備します。
- 地域支え合いセンターなどの施設を活用した介護予防や生きがいづくり活動及び社会参加における町民の主体的な活動を支援します。

<sup>26</sup> 地域包括支援センター  
地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。



## 主要施策

## (1) 高齢者支援推進体制の充実

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化はもとより、制度やサービス内容の周知、認定調査の迅速な対応など、高齢者支援推進体制の充実を図ります。
- ② 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の点検・評価・見直しを行い、計画的に事業を推進します。
- ③ 生活支援コーディネーター<sup>27</sup>や協議体<sup>28</sup>を設置し、支援を必要とする高齢者のニーズ把握や支援体制づくりに努めます。

## (2) 介護予防の推進

一般高齢者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、予防重視型システムの定着を進めます。特に、地域における総合的なケアマネジメント<sup>29</sup>を担う中核機関である地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

## (3) 高齢者支援サービスの充実

- ① 特別養護老人ホームやグループホームなどの施設・居宅サービスについて、利用者に喜ばれる施設運営に努めるとともに、安心して施設を利用できるよう必要に応じて施設・設備の維持管理を推進します。
- ② デイサービスなどの居宅サービスの充実に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。
- ③ ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦の在宅生活を支援するため、生活管理指導員の派遣、配食サービスをはじめとする各種福祉サービスの充実に努めます。また、冬季の生活を支援するサービスの拡充に向けた検討を進めます。

## (4) 高齢者の生きがい、社会参加の促進

- ① 高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者事業団の充実支援、生涯学習の場の提供に努めます。
- ② ボランティア団体の協力のもと、碧水地域支え合いセンター及び和地域支え合いセンター等の集いの場を活用した生きがいづくり活動を推進します。

## (5) 認知症対策の推進

- ① 認知症初期集中支援チーム<sup>30</sup>や認知症地域支援推進員<sup>31</sup>の配置など、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を支援するための体制づくりを推進します。
- ② 若年認知症家族会「空知ひまわり」をはじめ、認知症に関わる団体の活動を支援し、町民に対する認知症への理解促進とサポート体制の充実を図ります。
- ③ 認知症を発症した人が社会参加できるよう、就労の場づくりに努めます。
- ④ 成年後見制度<sup>32</sup>に対する町民の理解を深め、判断能力の不十分な方を支える制度の周知に努めます。

## (6) 介護保険事業の推進

- ① 町民に向けて介護保険サービスの周知・広報を推進します。
- ② 介護保険制度に基づくサービスの充実に努めるとともに、介護保険事業の円滑な運営を推進します。

27 生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域における困りごとなどのニーズを把握するとともに、支援の担い手の把握を行い、それらを結びつける役割を持つ人のこと。

28 協議体

生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場のこと。

29 ケアマネジメント

社会的ケアを必要とする人々に対して、もっとも効果的かつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価すること。

30 認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

31 認知症地域支援推進員

自治体により設置され、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うほか、地域の支援機関をつなぐ連携支援を行う。

32 成年後見制度

認知症などによって判断能力が低下してしまった人がいる場合に、その人が不利益を被らないようにサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のこと。



成果指標

指標	単位	基準値	目標値
老人クラブ会員数	人	505 [2018年度末]	520 [2023年度末]
高齢者事業団会員数	人	16 [2018年度末]	16 [2023年度末]
特別養護老人ホームの定員数	人	80 [2018年度末]	80 [2023年度末]
グループホームの定員数	人	18 [2018年度末]	18 [2023年度末]
介護予防事業の延参加者数	人/年	1,300 [2018年度]	1,350 [2023年度]
配食サービス延提供数	人/年	8 [2018年度]	15 [2023年度]
生活支援コーディネーター設置人数	人	1 [2018年度末]	2 [2023年度末]
認知症サポーター数	人	220 [2018年度末]	370 [2023年度末]
認知症地域支援推進員人数	人	2 [2018年度末]	2 [2023年度末]

協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の健康は自分で守るという観点に立って健康生きがいをづくりに取り組みます。</li> <li>介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。</li> <li>ひとり暮らしの高齢者について行政と協働で見守りを行います。</li> <li>地域の福祉の担い手として活動します。</li> </ul>

6 障がい者支援の充実

現状と課題

- 近年の国の障がい者関係法整備や障害者権利条約の批准などの中で、障がいのある人の社会参加促進、差別の解消、合理的配慮<sup>33</sup>の提供など、障がいの有無に関わらず、自らが望んだ生き方ができる社会環境整備のための取組が進められてきました。
- そうした一連の国による法整備の中で、各市町村では、障がいのある人が、自らの生まれた土地、望んだ土地で暮らし続けることができる社会・地域づくりが求められていますが、そのためには数ある社会的障害を、除去・軽減するための取組が必要となります。
- また、特に重度の障がいのある人が地域で生活を続けるためには、生活を支える家族や支援者が必要となりますが、本人と家族が高齢になるにつれ、特に社会資源が少ない地域では、その土地で暮らし続けることが難しくなってしまうことなどが課題となっています。
- 本町もまた社会資源が少ない現状にあり、関係機関、事業所、当事者団体などの協力を得ながら障がい者福祉の向上を図っていますが、今後も一層の関係者間の連携を図りながら、障がいのある人が北竜町で生活を続けることができる環境の整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 町民並びに町内の団体及び事業者が障がいに対する理解を共有し、障がいの有無に関わらずすべての人が地域で自立し、安心して暮らすことができる環境整備を推進します。
- 障がいのある人が必要なサービスを受けることができるよう、「北竜町障がい福祉計画」に基づき、適切なサービスの提供をめざします。

33 合理的配慮  
障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。



主要施策

(1) 障がい者支援推進体制の充実

- ① 関連部門、関係機関・団体相互の連携強化はもとより、制度やサービス内容の周知、認定調査の充実など、障がい者支援推進体制の充実を図ります。
- ② 障がい福祉計画の点検・評価・見直しを行い、一層の体制強化を図ります。

(2) 障がい者に対する理解の促進

- ① 障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション<sup>34</sup>の理念の浸透を図るため、広報・啓発活動や交流事業を推進します。
- ② 地域社会で障がい者がともに生活できる環境整備を進めるため、障がい者差別解消と合理的配慮の周知・啓発を図ります。

(3) 生活支援の充実

関係機関やサービス事業者との連携のもと、居宅介護（ホームヘルプ）や生活介護をはじめ、居宅での生活や日中の活動を支援する各種サービスの提供体制の充実を進めます。

(4) 保健・医療サービスの充実

- ① 各種健診の充実により、適切な時期に療育が開始できるよう努めます。
- ② 公共交通機関等を用いた自力での移動が困難な方を対象とした医療機関等への移送サービス事業の継続に努めます。
- ③ 早期治療環境やリハビリテーション体制の充実に努めます。
- ④ 保健、医療、福祉、教育の連携強化による適切な切れ目のない支援の充実を図ります。

(5) 社会参加の促進

- ① 障がいのある人がスポーツや就労など社会参加する場の拡大に努めるとともに、障がい者団体等の活動を支援します。
- ② 障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化<sup>35</sup>やユニバーサルデザイン<sup>36</sup>の導入に努めます。

(6) 自立支援給付と地域生活支援事業の推進

- ① 障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの充実に努めるとともに、制度の円滑な推進を図ります。
- ② 広域的連携による相談支援や日常生活用具の給付・貸与、移動支援などの地域生活支援事業を推進します。

協働の指針

町民	【障がい者及びその家族】
	・可能な限り、積極的に社会参加を行います。
地域・団体・事業者	【町民】
	・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。
地域・団体・事業者	【地域】
	・障がい者が参加できる地域活動の機会や安心して生活できる環境をつくれます。
地域・団体・事業者	【事業所】
	・障がい者の雇用拡大を図ります。 ・合理的配慮についての理解に努めます。 ・障がい者に対する社会的障壁の除去に努めます。



34 ノーマライゼーション  
障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。

35 バリアフリー化  
高齢者や障がい者が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことだったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことも含まれている。

36 ユニバーサルデザイン  
年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が使いやすいようにデザインすること。



## 7 社会保障の充実

### 現状と課題

- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度は、町民の健康を増進し、医療保障として重要な役割を果たすものですが、少子高齢化の進行や経済成長の縮小に対して国民所得に対する医療費や税の負担率は年々増加しており、制度の運営は非常に厳しい状況となっています。
- そこで、国においては国民健康保険財政の基盤強化のため、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となり、市町村は引き続き地域における各種事務事業を担っていくことになったところです。
- 本町では、生活が困窮する世帯に対し、北海道や各支援団体との連携のもと、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の活用による生活の支援を図っています。今後、社会経済情勢の変化に伴い、生活に困難を抱える家庭の増加も危惧されます。このため、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、町内外の各支援団体との連携を密にし、生活に困難を抱える家庭の課題解決に努めるとともに、相談窓口の充実等による支援体制の強化に取り組む必要があります。

### 基本方針

- 誰もが安心して生活できるよう、医療・介護保険や要保護世帯への支援等、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。
- 町民の健康保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、老後の生活を支える国民年金制度内容の周知徹底を図るとともに、制度の円滑な運用に努めます。

### 主要施策

#### (1) 国民健康保険事業の推進

- ① 国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営に努めます。
- ② 特定健康診査・特定保健指導の充実をはじめ、関連部門が一体となって生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ③ 広報・啓発活動の充実や滞納者対策の強化を図り、国民健康保険料の収納率向上に努めます。

#### (2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

国による制度の見直しも踏まえながら、後期高齢者医療制度の周知徹底に努めるとともに、北海道後期高齢者医療広域連合による安定的かつ健全な運営に努めます。

#### (3) 国民年金制度の推進

広報誌や年金相談の充実により、年金制度の周知に努めるとともに、保険料納付意識の高揚、無年金者の解消を図ります。

#### (4) 生活困窮者の支援

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談・指導の推進、貸付金制度の周知と活用に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

### 成果指標

指標	単位	基準値	目標値
国民健康保険料収納率	%	91.08 [2017年度末]	92.00 [2023年度末]

### 協働の指針

町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。</li> <li>・ 公的年金に加入します。国民年金一号被保険者で保険料を支払うことが困難な場合は免除申請の手続きを行い受給権の確保に努めます。</li> </ul>
地域・団体・事業者	<p><b>【社会福祉協議会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者に対し、一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。</li> </ul> <p><b>【民生委員】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。</li> </ul>



序 第1部  
論  
基本 第2部  
構 想  
基本 第3部  
計 画  
資 料  
編

序 第1部  
論  
基本 第2部  
構 想  
基本 第3部  
計 画  
資 料  
編